

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 藤 岡 毅

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書を、以下「基本合意書」といいます。

① 自立支援医療の利用者負担について低所得（市町村民税非課税）の障害児者の無償化

基本合意書第4項なお書きとして、国（厚生労働省）が、「当面の重要な課題」として、基本合意の大きな目的である応益負担（定率負担）の速やかな廃止の実現のため優先的に実行するべき課題であるから。

② 実費負担の廃止

合意書第三項⑤、要望書3項緊急課題（1）

実費負担により生活が苦しくなった事実は厚生労働省の実態調査（2009.11.26）でも明らかであり、基本合意書第三項では、同調査「結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。」ことが約束されている。

③ 介護保険優先原則に関して、当面の措置として、要望書1項（2）に引用されている厚生労働省課長通知を改正すること。

合意書第三項④により、新たな福祉制度構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはしないこと、原告らが指摘した障害者自立支援法の問題点である介護保険優先原則を踏まえ、対応していくとされている。

④ 報酬支払を原則月払いに戻すこと

要望書第3項で緊急課題（2）とされている。

日払いが福祉現場を破壊し、ひいては障害者の生活の質を低下させたことの改善が火急の課題である。

⑤ 利用者負担の収入認定において配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人単位で認定すること

合意書第三項③

要望書第1項（3）「扶養義務の見直し」の項目で、障害の家族責任を強いてはなりませんとされている。

障害の個人責任・家族責任は障害福祉の公的責任、障害の社会モデルに相反するものであり、今後の障害福祉施策のあり方、流れをあるべき方向に向けていくために不可欠の道筋である。

⑥ 支給量認定

支給量の決定の根拠として、障害程度区分に連動する自治体の示す数値的な基準にとらわれず、個々の支援の必要性を十分に考慮した認定をなすように厚生労働省が自治体に対して強く助言する通知を発すること。

障害者自立支援法の特長である利用抑制の仕組みと実態を緊急に解消するために国が早急に具体的な措置を行なうべきである。基本合意書第三項障害者自立支援法の問題点⑥参照。

なお、誠実な自治体だけが持ち出しにならないための国・自治体間の負担の仕組み作りのための方法論を早急に検討すべきことを付言する。